

五戸町ブロック塀等耐震改修促進支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地震発生時におけるブロック塀等の倒壊による人的、物的被害を防ぐことで災害に強いまちづくりを推進するため、町内に存するブロック塀等の所有者等が行う耐震改修工事又は除却工事に要する経費に対し、予算の範囲内で交付する五戸町ブロック塀等耐震改修促進支援事業費補助金（以下「補助金」という。）について定めるものとし、その交付については、五戸町補助金等の交付に関する規則（平成16年五戸町規則第45号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 避難路 五戸町耐震改修促進計画における避難路をいう。
- (2) ブロック塀等 町内に存する組積造の塀及び補強コンクリートブロック造の塀をいう。
- (3) 耐震診断 「ブロック塀等の点検のチェックポイント」（平成30年6月21日付国住指第1130号国土交通省建築指導課長通知）を用いて、ブロック塀等の安全性を点検することをいう。
- (4) 耐震技術者 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士、公益財団法人日本エクステリア建設業協会が制定したブロック塀診断士の資格を有する者又はこれらと同等の知識及び経験を有すると認められる者をいう。
- (5) 耐震改修工事 一般財団法人日本建築防災協会が発行した「既存ブロック塀等の耐震診断・耐震改修設計指針・同解説」に基づいて専門家の設計により行われるブロック塀等の耐震改修工事をいう。
- (6) 建替え工事 既存のブロック塀等が存する敷地を含む敷地で行う建替え工事をいう。
- (7) 除却工事 耐震診断の結果、不適合の項目があったブロック塀等の全部又は一部を取り除く工事（工事により生じたがれき等の処分を含む。）をいう。

(補助対象塀)

第3条 補助金の交付の対象となるブロック塀等（以下「補助対象塀」という。）は、

次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 避難路の沿道に存するもの
- (2) 耐震診断の結果、不適合の項目があったもの
- (3) ブロック塀等が接する地盤面のうち、低い側からの高さ（基礎を含む。）が 80 センチメートル以上であって、かつブロック塀等が 3 段積み以上のもの
- (4) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないもの
(補助対象者)

第 4 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる全てに該当する者とする。

- (1) 町内に存する補助対象塀の所有者又はその親族であって、当該敷地を所有し、又は取得することを予定していること。
- (2) 町税を滞納していないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と関係を有していない者であること。
(補助対象工事)

第 5 条 補助の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、補助対象塀の耐震改修工事、建替え工事又は除却工事とする。ただし、次に掲げる工事は補助対象工事としない。

- (1) 補助金の交付決定前に着手した工事
- (2) フェンス、門扉、生垣等の工事
- (3) 国、地方公共団体の他の制度に基づく補助金等の交付を受けた工事又は受ける予定の工事
(補助対象経費及び補助金の額)

第 6 条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象工事に要する工事費とし、1 メートル当たり 8 万円を補助対象塀の総延長に乗じて得た額を限度とする。

- 2 補助金の額は、補助対象経費に 3 分の 2 を乗じて得た額（千円未満の端数がある場合はこれを切り捨てるものとする。）又は 24 万円のいずれか低い額とする。
(補助金の交付申請)

第 7 条 補助対象者は、補助対象工事に関する契約の締結前に五戸町ブロック塀等耐震改修促進支援事業費補助金交付申請書（様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添え

て町長に提出しなければならない。

- (1) 位置図、配置図、平面図、断面図及び工事概要が確認できる図面
 - (2) 工事見積書（経費の内訳が分かるもの）
 - (3) 専門家による設計図書（除却工事の場合を除く。）
 - (4) 補助対象堀の所有者又は所有者の親族であることが確認できる書類（登記簿謄本の写し、固定資産税課税証明書の写し、親族関係を明らかにできる戸籍謄本等）
 - (5) 所有者が申請者以外にいる場合にあつては、工事同意書（添付様式第1号）
 - (6) 申請者の本人確認ができる書類（マイナンバーカード、運転免許証等）
 - (7) その他町長が必要と認める書類
- （補助金の交付の決定）

第8条 町長は、前条の規定による申請があつたときは、当該申請に係る書類を審査し、必要に応じて実地調査を行い補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 町長は、前項により補助金を交付することを決定したときは、五戸町ブロック堀等耐震改修促進支援事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、交付しないと決定したときは、五戸町ブロック堀等耐震改修促進事業費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第9条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に対し、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の内容の変更を行う場合にあつては、五戸町ブロック堀等耐震改修促進事業変更承認申請書（様式第4号）を町長に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合にあつては、五戸町ブロック堀等耐震改修促進支援事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を町長に提出し、その承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合にあつては、速やかに町長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業の状況、経費の収支、その他補助事業に関する事項を明らかにする書類及び帳簿等を備え付け、これらを補助金の交付に係る年度の翌年から起算して5年間保管しておくこと。

- (5) 補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図ること。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、五戸町ブロック塀等耐震改修促進支援事業完了実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 工事契約書の写し
- (2) 工事写真（着工前、施工中及び完成の状況がわかるもの）
- (3) 工事代金領収書又は請求書の写し
- (4) 工事を実施した補助対象塀の高さ及び仕様を示した完成図等（除却工事の場合を除く。）
- (5) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 町長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、当該実績報告書の書類の審査等により交付すべき補助金の額を確定し、五戸町ブロック塀等耐震改修促進支援事業費補助金確定通知書（様式第7号）により当該補助事業者に通知するものとする。

- 2 町長は、前条の規定による実績報告書について、必要があると認めるときは、補助事業者に報告を求め、又は実地調査を行うことができる。
- 3 町長は、前項の規定による調査の結果、補助対象工事の実績が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、必要な措置を講ずるよう補助事業者に指示するものとする。

(補助金の請求)

第12条 補助事業者は、前条の規定により補助金の額が確定した後、補助金の交付を受けようとするときは、五戸町ブロック塀等耐震改修促進支援事業費補助金請求書（様式第8号）を町長に提出して行うものとする。

(財産処分の制限)

第13条 規則第17条ただし書に規定する財産の処分の制限を受ける期間（除却工事の場合を除く。）は、補助金の交付決定の日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間とする。

- 2 前項に定める期間において、補助事業者は、町長から補助金の交付を受けたプロ

ック塀等の管理状況の報告を求められたときは、町長に報告しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。